

年金記録訂正請求に係る答申について

**東北地方年金記録訂正審議会
令和7年12月17日答申分**

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2500064 号

厚生局事案番号 : 東北(厚) 第 2500026 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日について、平成30年4月1日を同年12月1日に訂正し、平成30年4月から同年11月までの標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

平成30年4月1日から同年12月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和47年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成30年4月1日から令和元年5月15日まで

私は、平成28年4月1日にA社に入社し、途中でB社に商号変更した後も令和元年5月15日に退職するまでフルタイムで勤務していたが、会社からの説明もなく勝手に厚生年金保険の資格喪失年月日を平成30年4月1日とする手続がとられていた。

給与明細書は所持していないが、給与明細書では請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていたので、令和元年5月15日を厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

日本年金機構C年金事務所から提出された請求者に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届によると、同社の令和2年8月27日認定全喪に伴う職権資格喪失として平成30年4月1日が喪失年月日とされているところ、オンライン記録によると、当該資格喪失に係る処理は、令和2年8月28日に平成30年9月及び令和元年9月の算定を取消した上で遡及して行われていることが確認できる。

また、日本年金機構C年金事務所は、A社については、現地調査により事業実態がないことを確認し、令和2年8月27日付けで認定全喪とした。請求者は同社の現存被保険者であったため、認定全喪前の同年7月21日に請求者に対して事業所活動状況の照会文書を送付したが、回答期限（同月31日）経過後も回答がなく、事業主とは連絡が取れず自主的な届出が見込めないこと、請求者は同社の取締役を平成29年12月に辞任しており、平成30年4月1日より別法人において社会保険に加入していることから、請求者に係る同社の厚生年金保険被保険者資格について同日付けで職権資格喪失した旨回答している。

しかしながら、D銀行から提出された請求者に係る預金口座の取引履歴明細によると、平成29年1月から同年7月までの毎月10日又はその前後の日に「A社」からの振込額が確認でき、同年8月から平成31年1月までの毎月10日又はその前後の日に「B社」からの振込額が確認できるところ、請求者から提出された上記預金口座に係る入出金明細によると、平成30年3月及び同年4月の入金は「給与 B社」となっている上、請求者に係るA社の平成28年9月の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届訂正届（以下「算定基礎届訂正届」という。）及び請求者に係る平成28年賃金台帳によると、同社の給与は月末締めの翌々月10日支払であったことがうかがえることから、当該振込額は給与であると推認できる。

また、オンライン記録及び履歴事項全部証明書によると、請求者が厚生年金保険被保険者資格を取得しているA社は、商号変更をした履歴は見当たらないところ、同社の滞納処分票によると、同社は社会保険料を滞納しており、同社に係る社会保険料の納付や算定基礎届訂正届の届出について、B社の事業主が対応していることが確認できることから、A社とB社は関連事業所であったことがうかがえる。

さらに、上記取引履歴明細によると、A社から振り込まれている平成29年7月の振込額とB社から振り込まれている同年8月の振込額は同額であることが確認できる。

これらのことから、請求者は、平成28年4月1日から平成29年5月31までの期間はA社に勤務又は在籍し、同年6月1日から平成30年11月30までの期間は同社の関連会社のB社に勤務又は在籍し、同社に勤務又は在籍後も厚生年金保険被保険者資格は、A社において継続して取得していたものと推認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、令和2年8月28日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、請求者について平成30年4月1日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者に係るA社における資格喪失年月日は、上記取引履歴明細の振込記録から、同年12月1日であると認められる。

また、平成30年4月から同年11月までの標準報酬月額については、オンライン記録により確認できる請求者に係る平成30年3月の記録から、12万6,000円とす

ることが必要である。

一方、請求期間のうち、平成 30 年 12 月 1 日から令和元年 5 月 15 日までの期間については、上記取引履歴明細によると、A 社又は B 社からの振込みは確認できないことから、請求者の A 社又は B 社における当該期間の勤務実態について確認できない。

また、オンライン記録によると、A 社及び B 社は、すでに厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、請求期間当時の A 社の代表取締役に対して照会文書を送付したが宛所不明との理由により返戻され、請求期間当時の B 社の代表取締役からは回答がないことから、請求者の A 社又は B 社における平成 30 年 12 月 1 日から令和元年 5 月 15 日までの期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、E 市及び F 市に対して請求者の給与支払報告書等の住民税課税基礎資料について照会したところ、E 市は請求者の令和元年度分（平成 30 年所得分）について、F 市は請求者の令和 2 年度分（令和元年所得分）について、いずれも未申告である旨回答していることから、請求者の平成 30 年 12 月 1 日から令和元年 5 月 15 日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の平成 30 年 12 月 1 日から令和元年 5 月 15 日までの期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間のうち、平成 30 年 12 月 1 日から令和元年 5 月 15 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北（受）第 2500245 号

厚生局事案番号 : 東北（国）第 2500005 号

第1 結論

昭和 38 年 7 月から昭和 51 年 1 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 13 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 38 年 7 月から昭和 51 年 1 月まで

今まで 3 回にわたり、請求期間について、A 市（現在は、B 市）C 地区の納付組織の集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたので、調査の上、記録を訂正してほしい旨訂正請求を行ったが、訂正是認められないとする平成 28 年 3 月 30 日付け、平成 30 年 8 月 30 日付け及び令和 6 年 7 月 11 日付けの通知を受け取った。

しかし、請求期間の国民年金保険料を納付組織の集金人に納付したことは間違いないなく、請求期間が免除期間とされていることに納得がいかないので、再度調査を行い、請求期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、①請求者に係る A 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、同名簿は昭和 54 年 4 月 5 日に作成されたことが確認できるところ、請求期間は国民年金保険料の法定免除期間として記録されていることが確認できる上、請求者に係る国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）においても、請求期間は、同年 9 月頃まで国民年金保険料の未納期間と記録され、その後、国民年金保険料の法定免除期間に訂正されていることが確認でき、請求期間の国民年金保険料が納付されていた形跡は見当たらないこと、②請求者に係る D 町（現在は、E 町）の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、同名簿の昭和 36 年 7 月から昭和 40 年 12 月までの欄に「時効」と押印されていることが確認できることから、同町において、請求期間のうち昭和 38 年 7 月から昭和 40 年 12 月までの国民年金保

険料は未納として取り扱われていたと考えられ、同町でも当該期間の国民年金保険料が納付された形跡は確認できること、③請求者は、請求期間について、請求者及びその夫の国民年金保険料を合わせて納付したと主張しているが、請求者の夫に係るA市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、請求者の夫に係る請求期間の国民年金保険料は、未納又は申請免除とされており、請求者の主張と異なること、④請求期間は151か月に及び、これだけの長期間にわたって行政が処理を続けて誤るとは考え難いこと、⑤B市の回答からは、請求期間における納付組織による国民年金保険料の集金の実態を確認することができないこと、⑥請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことなどから、既に平成28年3月30日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする東北厚生局長の決定が通知されている。

また、①から⑥及び⑦A市C地区において国民年金保険料の納付記録が確認できる15人に対して照会したところ、複数の者の回答から、納付組織が国民年金保険料を集金していたことは推認できるものの、国民年金保険料の集金を担当したことがあったとする複数の者は、いずれも納付組織が国民年金保険料を集金するようになったのは昭和51年頃からであった旨回答しており、請求期間に係る国民年金保険料を請求者が納付組織で納付していたことがうかがえる回答は得られなかつたことなどから、既に平成30年8月30日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする東北厚生局長の決定が通知されている。

さらに、前回、請求者から新たな資料として提出されたB市議会議員に書いてもらったとする書類には、請求期間に係る国民年金保険料を請求者が納付組織で納付していたことがうかがえる内容は見当たらないことから、既に令和6年7月11日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする東北厚生局長の決定が通知されている。

しかしながら、請求者は、同一請求期間について、納付組織の集金人に国民年金保険料を納付したと繰り返し主張して、再度訂正請求を行っているものである。

今回、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受) 第2400074号

厚生局事案番号 : 東北(厚) 第2500027号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B支店における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和36年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年8月1日から平成5年10月1日まで

私は、昭和59年4月にC社（平成2年10月1日 A社に商号変更）に入社し、その後、人事異動により平成元年3月から平成7年6月までの期間はA社B支店に勤務した。請求期間に欠勤や休職したことなく、平成4年3月から4月頃に役職の昇格があり、請求期間にはその直前の標準報酬月額よりも高額の給与が支払われていたと思うので、請求期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の承継事業所であるD社は、請求者の社員台帳を提出しているところ、当該社員台帳以外の請求期間に係る資料は保存期限経過のため保管しておらず、請求期間の給与支給額、厚生年金保険の届出、厚生年金保険料の納付及び控除について不明である旨回答している。

また、上記の社員台帳には、請求者に係る請求期間の勤怠及び昇格についての記載はなく、オンライン記録により、A社B支店において請求期間に厚生年金保険被保険者記録があり、所在が確認できた者に行った文書照会に対して回答があった複数の者は、請求者は休職したことはなかったと思う旨陳述しているが、当該複数の者の回答から請求者が昇格した時期は確認できない。

さらに、日本年金機構は、請求者に係るA社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届は保存期限（2年）経過により廃棄済みである旨回答しており、E健康保険組合

も、資料の保存期限経過のため請求者に係る請求期間の組合員記録は確認できない旨回答している。

加えて、請求者に係る請求期間当時の住所地であるF市の財政部市民税課の担当者は、保存期限が経過しているため請求期間当時の課税基礎資料は確認できない旨陳述している。

一方、企業年金連合会から提出された請求者に係るG厚生年金基金の「中脱記録照会（回答）」とオンライン記録による請求者の厚生年金保険被保険者記録に相違点が確認できるものの、D社、E健康保険組合及び日本年金機構は、上記のとおり、いずれも保存期限経過のため請求期間当時の資料は保管していない旨回答しており、企業年金連合会は、厚生年金基金の加入員台帳により年金給付の支給処理を行っているところ、当該加入員台帳の記録が決定するまでの経緯については把握していない旨回答していることから、当該相違している理由は確認できない。

これらのことから、請求者に係る請求期間の標準報酬月額が減額となっている理由は確認できず、ほかに、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、請求者がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受) 第2500238号

厚生局事案番号 : 東北(厚) 第2500028号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和53年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成14年4月1日から平成15年7月1日まで

私は、請求期間にA社B営業所の派遣社員としてC社に勤務したが、国の記録によると、A社の厚生年金保険被保険者記録がない。請求期間の給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険被保険者の記録によると、請求者は、請求期間のうち平成14年4月25日から平成15年6月17日までの期間にA社D営業所における被保険者資格が確認できる。

また、請求者から提出された預金通帳（以下「預金通帳」という。）によると、平成14年5月15日から平成15年7月15日までの期間の各月にA社からの振込みが確認できる。

しかしながら、A社は、保存期間経過により請求期間の資料はなく、社内データベースでも確認できない旨回答していることから、同社における請求者に係る請求期間の勤務実態、厚生年金保険被保険者資格に係る届出並びに厚生年金保険料の納付及び控除について確認することができない。

また、A社における厚生年金保険の加入の取扱いについて、請求者が同社B営業所の管理者として挙げた複数の姓と同姓の者に対して行った文書照会の回答及び請求者が氏名を挙げた同僚の陳述は様々であり、同社における派遣社員に係る厚生

年金保険の加入の取扱いは不明である。

さらに、預金通帳で確認できる各月の入金額から、請求期間の厚生年金保険料の控除について確認又は推認できない。

加えて、オンライン記録によると、A社は、請求期間当時、E厚生年金基金に加入していたが、企業年金連合会の回答によると、請求者に係る請求期間の加入記録は確認できない。

また、オンライン記録によると、A社及び同社F事業所において請求期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している者の中に請求者の氏名はない上、当該被保険者資格取得者の整理番号に欠番はない。

さらに、オンライン記録によると、請求者は、請求期間において国民年金被保険者であり、国民年金保険料の半額申請免除に係る未納期間であることが確認できる上、請求者が請求期間当時に居住していたG市は、請求者は請求期間において国民健康保険の被保険者である旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2500247 号

厚生局事案番号 : 東北(厚) 第 2500029 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 26 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 54 年 11 月 6 日から昭和 55 年 4 月 15 日まで

私は、請求期間に A 社において季節労働者として勤務していたが、国の記録では、厚生年金保険被保険者の記録がない。請求期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された出稼労働者手帳の雇入通知書によると、A 社は昭和 54 年 11 月 6 日から昭和 55 年 4 月 14 日までを雇用期間として請求者を雇い入れたことが確認でき、雇用保険被保険者の記録によると、請求者は請求期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B 社は、請求期間に係る書類は保存期間が経過しているため請求者に係る資料はない旨回答しており、同社における請求者に係る請求期間の勤務実態、厚生年金保険被保険者資格に係る届出並びに厚生年金保険料の納付及び控除について確認できない。

また、A 社に係る事業所別被保険者名簿によると、請求期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している者の中に請求者の氏名は見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、A 社は、請求期間当時、厚生年金基金に加入していたが、企業年金連合会から提出された請求者に係る中脱記録照会（回答）によると、同社に係る加入記録は確認できない。

加えて、A 社に係る事業所別被保険者名簿により、同社において昭和 54 年 10 月

から同年 12 月までの期間に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる男性のうち、オンライン記録により所在が確認できる者に照会を行ったところ、同社において季節労働として複数回勤務した旨回答があった者の中には、雇用保険被保険者記録は確認できるが、厚生年金保険被保険者記録は確認できない期間がある者もいることから、同社では必ずしも季節労働者全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、オンライン記録によると、請求者は、請求期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。